

第7回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成28年10月28日（金曜）午後3時00分から午後5時00分まで
会場	市役所本館 6階 講堂
出席者	<p>委員</p> <p>藤田委員, 清水委員, 田村(幸)委員, 外内委員, 浅野委員, 高橋委員, 加藤委員, 渡部委員, 本間(之)委員, 青木委員, 廣瀬委員, 川崎委員, 伊藤委員, 竹田委員, 志賀委員, 大堀委員, 関谷委員, 三條委員, 佐藤委員, 水品委員, 豊嶋委員, 津吉委員, 津田委員, 長谷川委員, 本間(伸)委員, 南雲委員, 井上委員, 岩田委員, 田村(勝)委員</p> <p>出席 29名</p> <p>欠席 9名(中村委員, 菊地委員, 本間(健)委員, 杉原委員, 李委員, 小島委員, 肥田野委員, 渡辺委員, 大坂委員)</p> <p>事務局</p> <p>【新潟市役所】市民協働課長補佐, 財産活用課財産経営推進室長, 文化創造推進課水と土の文化推進室長</p> <p>【中央区役所】区長, 副区長, 区民生活課長, 健康福祉課長, 保護課長補佐, 建設課長, 東出張所長, 南出張所長, 地域課長, 地域課長補佐</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>○会議の成立について 委員38名中29名出席のため, 規定により会議は成立</p> <p>2 報告(議長=豊嶋会長)</p> <p>(1) 区自治協議会の見直しについて(資料 報1-1 1-2)</p> <p>(議長)</p> <p>本日配付いたしました次第をご覧ください。報告が4点でございます。次第に沿って進めていきたいと思っておりますので, よろしく願います。また, 私風邪をひきまして声が聞きづらいかもしれませんが, ご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは, 報告「(1) 区自治協議会の見直しについて」でございます。担当課から説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>私, 市民協働課からまいりました課長補佐の加藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず, 委員の皆さまにおかれましては, 日頃より区自治協議会におかれまして, 地域のさまざまな課題についてご議論, また, ご活動いただいておりますことに, この場をお借りいたしまして改めて敬意を表しますとともに, 心より感謝申し上げます。</p> <p>本日伺わせていただきましたのは, 区自治協議会の見直しについてということ</p>

で、区自治協議会につきましては、来年4月に第6期のスタートへ向けて、今後、委員の改選に向けての検討が始まることになると思いますけれども、これに向けまして、当方におきましては、区自治協議会のさらなる活性化を目的といたしまして、要綱などの整理の見直しをさせていただきたいと考えております。この内容につきまして、これから若干お時間を頂きまして説明をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料報 1-1、区自治協議会の見直しについてをご覧ください。まず、背景についてでございます。新潟市は平成19年に政令市に移行いたしまして、それとともに区制が施行されました。それと同時に、各区におきましては、区自治協議会を設立いたしまして、来年4月にちょうど丸10年の節目を迎えます。それを踏まえまして、今年の7月6日には、皆さまにもご参加いただきました区自治協議会委員研修会におきまして、自治協議会のこれまでの取り組みですとか、あるいは、今後の課題などについて意見交換を行っていただきました。また、それと並行いたしまして、区自治協議会の会長様方にお集まりいただく会長会議も複数回開催させていただきまして、各自治協議会の会長の皆さまから自治協議会の活性化についてご議論、ご意見を頂いてきたところでございます。

そのような中で、丸の二つ目になりますけれども、自治協議会の役割といたしまして、区における協働の要として地域の多様な意見の調整などの役割がございますが、この役割を果たしていくために自治協議会の地域の団体等がさらに連携・情報共有を深めていくことが求められていること、また、三つ目の丸になりますけれども、近年、今後、そして現在においてもそうだと思いますが、最も重要な課題であります超高齢社会に対応していくための地域で支え合う仕組みづくりの構築ですとか、あるいは、子どもの教育、安心安全などの課題解決のために区や地域の課題につきましてご議論いただく場でありまして、この区自治協議会に例えば教育ですとか、あるいは、福祉などの専門的な知識やノウハウを有する地域の人材、これらの方々からこれまで以上にかかわっていただくことで議論がより一層深まり、自治協議会の活性化、地域課題の解決につながるものと考えているところでございます。

これらの背景・観点から、具体的な見直しの内容ということでございますけれども、2番、項目及び改正案をご覧ください。今回は自治協議会の運営指針、これは要綱レベルの整理ということになりますけれども、一覧表で示してございます。表の左側から改正案、次に現行の要綱、そして一番右側に理由を記載してございます。今回整理させていただきますのは、公共的団体からの選出者である2号委員、学識経験者であるところの3号委員、そして公募委員である4号委員の3点についてでございます。

まず、(1) 専門的な地域人材の参加についてですけれども、先ほど申しましたとおり、福祉や教育などの専門的な知識を有する地域人材の方々から、これまで以上に自治協議会にかかわっていただきたいという趣旨で、赤い字で記載してございますけれども、これはあくまでも例示でございますが、区支え合いのしくみづくり会議、これらを2号委員として、また、地域教育コーディネーターを3号委員として例示に加えてあります。また、これまで自治協議会に参加していただいていたわけですけれども、今まで区によって委員資格が異なっていたというのがございま

して、これを2号委員として整理し直しました。具体的には、これも赤い字ですが社会福祉協議会ですとか民生委員児童委員協議会、これがそれに該当いたします。これらについては、区によってそれぞれの位置づけが不統一であったことから、全体の整合性等の観点から再整理させていただいたものになります。また、大学につきましては、これは区にあります地元の大学と連携するという観点から、こちらについては、改めて記載させていただいたという部分になります。こちらは大学教授だけではなくて、大学生の方からも地元の大学から推薦を頂いて参加いただくことは可能となっております。

続きまして、表の下側(2)公募委員数についてでございます。公募委員の皆さまにつきましては、区自治協議会の多様な意見の反映や透明性の確保などを目的といたしまして、自治協議会にご参加いただきまして、活発なご意見を頂いているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、より専門的な地域人材から、これまで以上に自治協議会にかかわっていただきたいという趣旨の中、また一方では、委員数に上限がございますことから、今まで公募委員につきましては、委員総数の10パーセント以上を選任という下限があったわけでございますが、これを見直しまして、公募委員の方には必ず入っていただきます。これは変わらないわけでございますけれども、その定数については、それぞれの区の実情に合わせて柔軟に決めていただけるようにという趣旨での改正でございます。

次に、3番、委員再任の運用明確化についてをご覧ください。こちらにつきましては、見直しというよりも、この機に合わせて明確化するというものでございますが、こちら、選出団体や委員資格が異なる場合、これまでの在任期間をリセットして、新たな委員資格で再任できるように運用をこの機会に改めて明確化するというものでございます。一例といたしまして、下の表に記載してございますけれども、1号委員は地域コミュニティ協議会からの選出者ということになりますが、今現在3期6年が上限になっておりますけれども、3期6年を務めていただいた後、その後立場を変えて2号委員としてさらに2期4年務められるという例を記載しております。こちらは先ほどから申し上げておりますように、1号委員の3期合計6年の満期を満了された方でも地域活動の専門的なノウハウを有する方がいらっしゃる、その方がそれらの地域団体からの推薦を頂いた場合に再登板できる、新しいお立場において専門的な知見を持って自治協議会に引き続きお力添えをしていただくことを可能とするという例でございます。

最後に、表の一番下の4番の今後のスケジュール(案)でございます。来年の4月に委員改選があるわけですが、こちらの委員改選に反映できるよう、この後11月に運営指針を改正させていただき、おそらく来月中旬以降に降になるかと思っておりますけれども、各区において委員推薦会議がスタートすると思っております。それに反映できるように指針を改正していきたいと考えております。また、これは予定でございますけれども、今回の指針の見直しにつきましては、いわばマイナーチェンジ的な見直しでございます。先ほども申しましたとおり、来年4月には自治協議会自体が丸10年の節目を迎えます。このことを受けまして、来年度以降につきましては、区自治協議会のあり方ですとか位置づけなど、本質的な部分も含めましてご検討いただく検討委員会というものを立ち上げまして、来年度改めて自治協議会のあ

り方について検討を深めていただけると考えております。

次に、A3 横の資料になりますけれども、現時点における各区の自治協議会の委員構成の一覧表でございます。中央区は左から 3 番目になります。これはあくまでも参考でございますので、後ほどご覧いただきご確認いただければと思います。

次に資料報 1-2 をご覧ください。こちらは、今年の 4 月に中央区自治協議会様におかれまして、自治協議会のさらなる活性化に向けてということで配付されたものをベースといたしまして、これを改めて各委員によって共通の認識としてご確認いただきたいということで、区自治協議会会長会議で改めて内容について揉んでまとめさせていただいたものでございます。こちら、区自治協議会に期待される 3 つの役割のうち、②地域代表としての役割ですが、区の協働の要といたしまして、こちらの役割をしっかりと機能させていただくために、全体会議の内容をそれぞれの選出団体へ持ち帰ってご報告いただきたいということ、また、地域課題について自由に積極的にご議論いただきたいということをお願いしているものでございます。こちらは委員の皆さまにおかれましては、今さら言われるまでもないという内容かとは思いますが、基本になる事項かと思っておりますので、こちらについても後ほど目を通していただきましてご確認いただければと思います。こちらの資料につきまして、豊嶋会長様から何か補足のコメントがございましたら、お願いいたします。

(議 長)

今、説明がありました資料の件ですが、新潟市の自治協議会の会長会議で話し合いをさせていただきました。またその都度、自治協議会で皆さまにご説明をしておりますので、今までも聞かれたお話かと思っております。

それから、協働の要についてでございますが、中央区では、平成 27 年度より総務運営会議でどうしたら一番いいのかということで検討してまいりまして、平成 28 年度 4 月に皆さまにお配りした資料を今回手直しして出していただいたことですので、皆さまにおかれましては、選出母体に既に毎回報告をさせていただいていることだと思いますので、ありがとうございます。以上です。

(事務局)

会長、ありがとうございます。皆さま、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが 1 点、事務連絡的なことをさせていただきたいと思っております。皆さまには本日の机上配付としまして、おそらく紙袋の中に入れて配られているかと思うのですが、中身をご覧ください。平成 28 年度新潟市区自治協議会委員研修会の記録というものを配らせていただいております。こちら、先ほど申し上げましたが、今年の 7 月 6 日、東区プラザで開催させていただきました区自治協議会委員研修会の内容を記録として要約したもので、7 ページございますが、記録集として配付させていただきました。こちら 7 ページしかございませんが、これはあくまでも簡易版でございます。詳細版は 90 ページになるのですが、詳細版を市のホームページに掲載させていただいております。当日は、18 の班に分かれていただきまして意見交換をさせていただきました。詳細版では 18 の班それぞれごとに、どのようなご意見が交わされたかにつきまして、それぞれの班の写真も交えまして掲載させていただいておりますので、ぜひホームページでご確認いただければと思います。

また、ホームページをご覧になれないという方ですとか、あるいは紙で欲しいという方がいらっしゃいましたら、私ども市民協働課、もしくは地域課にご用命いただければ11月の自治協議会で配付させていただくことも可能かと思っておりますので、よろしく願いいたします。市民協働課からの説明は以上でございます。お時間を頂きありがとうございました。よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

只今の事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

外内委員、お願いいたします。

(外内委員)

鏡淵小学校区コミュニティ協議会の外内です。

市民協働課では条例とか、こういうものの改正する所管課ですか。

(事務局)

全市共通の区自治協議会の制度設計といえますか、制度の所管課になります。

(外内委員)

それだと、先月のこの自治協議会で長浜課長から自治協議会の役割について説明があったのです。そのときに、区役所が所管する公の施設については、この会で諮ると言いますか意見聴取をするというお話があったのですが、区役所とか市庁舎の移転とか大改修、建て替えも含めて、ここで話す必要がないと。そうは言っていないのですよ、話す義務がないということをおっしゃったのです。必須条件ではないと。それはちょっとおかしいのではないかと。枝葉の公民館やこれらの施設については説明するけれども、区役所や本庁舎は絶対的条件ではないと。説明はしますけれどもという話があったのです。そのときに、私は条例を改正してでも我々に事前にそういうものについて意見を求めるということをしていないのかという問い合わせをして、ぜひ条例改正してくださいという話を申し上げたのです。今ここに自治協議会とは、地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行う協働の要としてということで、これは今のお話を聞いていると、自治協議会がますますその役割が重要性を帯びてきているわけですね。にもかかわらず、都合のいいのは説明するけれども、都合の悪いのは説明しないみたいな感じのお話があったのですが、加藤さんに長浜課長から話がありましたか。

(事務局)

その件についてはお話を伺っております。自治協議会の制度でございますけれども、区自治協議会につきましては、条例で決まっているわけです。その条例の中におきまして、区自治協議会の条例の関係は、現在、地方自治法の中に定められている地域協議会というものに基いておりますが、その中ではおっしゃるような区役所の移転につきましては、必須意見聴取の対象とはなっていないということでございます。しかしながら、先ほどお話がありましたとおり、今後しっかりと区自治協議会に情報提供を行っていくと中央区からは伺っております。

(外内委員)

ですから、法的な条例的な縛りが無いということは、行政側の好きなようにできるということなのですよ。それを枝葉の小さなものは必須条件としていながら、大

きなものについてはしなくてもいいというのはおかしいのではないかと私は言っているのです。ですから、こういう自治協議会の役割は協働の要だよと言って、だんだんこういう仕事を増やしていくということであれば、そういうことも大事ではないですかと言っているのです。だから、こういう見直す機会があったら、ぜひ見直していただきたいと思うのですが、やっぱり前のとおりですか。考え方はいかがですか。

(事務局)

先ほど申しましたとおり、今回の自治協議会の見直し、改正につきましては、マイナーチェンジという言葉を使わせていただきましたけれども、指針の改正というレベルで、おっしゃるような部分についてまでということになりますと、条例の改正が必要になるわけでございます。条例の改正につきましては、慎重な検討と長い時間、当然皆さまとの意見交換をさせていただきながら、しっかりと区自治協議会のあり方というものについてご検討いただいた上で直していく必要がございます。先ほどご説明させていただきましたけれども、来年度以降、この区自治協議会の法的な見直しも含めまして検討を進めていきたいと思っておりますので、今回は、このマイナーチェンジの中では、その制度変更は行えないということでご理解いただければと思います。

(外内委員)

分かりました。来年度ぜひ検討して、条例改正の中に織り込んでいただければと思います。以上です。

(議長)

ほかに、ございますか。

津吉委員、お願いいたします。

(津吉委員)

新潟市南商工振興会の津吉でございます。

1年半くらい、この自治協議会に出させていただいておりますけれども、いまだかつて、この存在意義というものを私はまだ理解できていないのですが、この中で言っている協働という言葉があるわけですが、協働って何なのかというのを今一つ理解できないところがありまして、たぶん多くの市民の皆さんも理解できないのだと思いますが、私なりに考えているところは、主権者の市民というのは我々一般市民、市民権を持っている人間、そして受益者市民という方々がいらっしゃいます。それは、行政や周りのいろいろなところから受益をする、されるいろいろな方々。それと協働する場合に主権者と受益者、これは同じ人たちもいるわけですが、実際に協働する存在というのは事業を行う市民、事業市民の立場なのではないのかなど。事業市民というのはどちらかというと NPO だったり、ボランティアの皆さんだったり、地域の自治会、町内会だったり、いろいろな民間企業だったり、いろいろあると思うのですが、なぜか協働という言葉が一括りに主権者、受益者、事業者、混在になっているような気がして、何かこの自治協議会で協働していくという方向性について、何となくボンヤリとしか理解できないところがあります。

それらをもう少し整理していただいて、本来、協働というのは行政と事業者市民

が一緒になって受益者市民のために働くと。それを主権者市民である人たちが正しいか、正しくないか。それは良いことなのか、悪いことなのかという視点で見守る。そういうことが協働を取り巻く環境なのではないのかなど。この自治協議会というのは、どういう部分にあたって、どういう役割なのかなど。この1年考えてきましたけれども、なかなか僕の頭では理解しえない部分になります。もう少し分かりやすいような形をぜひ平成29年度以降、自治協議会のあり方、そして協働というのは本来どういう姿でやるべきなのかももう一度検討いただいて、それともう一つ、以前にも申し上げましたが、平日の昼間に会合があるというのは働く人間、それから学ぶ人間にとってみれば、なかなか参加しにくいと思います。自治協議会のあり方をもう一度抜本的に考え直すのであれば、参加しやすい環境づくりというのも一つ考慮いただきたいなど。大変僭越でございますが、ここにおられる大先輩の方々が多くおられますが、もっと多くの年齢層の方に参加できるような環境をぜひ自治協議会のあり方として、資格等も考えながら検討いただければと切にお願いをして、私の意見とさせていただきますと思います。

(議長)

ありがとうございました。今はご意見ということで、自治協議会も来年の4月に10周年ということになりました。先ほどお話にありました来年度以降、いろいろなことに対して考えていくとおっしゃられましたので、その中でご検討いただきたいと思います。

それから、私から一言。以前、自治協議会のときにもお話ししましたが、8区の自治協議会の開催日時等を話し合った折りに、夜の開催とか土曜日の開催についてされているところがありましたが、実はそうなりますと、今度はその時間だと出られない方もおられますということで、どちらのほうが出席がいいのかということになったときに、昼のほうが多いのではないかなどというところで、よその区のところの会長のお話でございました。その件も、以前、自治協議会でお話をさせていただいておりますので、今後検討はいたすと思いますが、一応そんなことでしたとお気に留めていただけたらありがたいと思います。

(津吉委員)

会長のお話は以前も伺いましたので、よく分かっておりますが、ただ、だからといってではなく、そういう環境づくり、要するに何が言いたいかといういろいろな方々、いろいろな年代層、いろいろな職業の方々が出やすい環境づくり、それと、環境をつくるというのは、ただ単に時間をつくるというだけではなく、それがやはり法的な、ボランティアですよ、我々は。できる環境づくり、周りに対しても自治協議会に出るということで学生であれば授業を免除していただくとか、企業であればその時間の仕事を外してもらおうとか、環境が自治協議会に参加することで、市内全域でご理解いただけるような環境づくり、それは取りも直さず、この自治協議会というのがどういうことをして、どういう存在なのだということをも多くの市民の皆さんが理解できないといけないのかなどということで、ただ単に時間的な空間的なことを言っているだけでなく、それらを総合的に考えて、今後見直しをいただければということでございます。

(議長)

分かりました。それでは、10周年に向けて、いろいろなことについて再度、考え直していただけるようお願いいたします。ありがとうございました。

今のことに関してでしょうか。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬です。

北区の自治協議会で説明があったという新聞記事がございました。この中で、10年ということを今回、改正案が出ておりますので、非常に長いのではないのかなと。若い人材を育成するために、去年に延ばしたばかりでしょう、3期6年に。それでまた重複して1号委員が何らかの形で2号委員になって、また出てくるということは、会議自体のマンネリ化や若い方が出るチャンスを潰すということなので、この辺をもう一度真剣に検討されて、10年というのは長いのではないのでしょうか、委員として。今の6年に直ったばかりなので、同じ方が10年やるというのは、いかがなものかなと思いました。確かに北区でも、この間、記事が出ております。「特定の人が長く委員を務めることなく、多くの人に自治協議会にかかわってもらったほうがよいのではないか」という意見が出ているようでございますので、中央区もそういう意味で真剣に、10年を最高でされたら、私はいかがなものかなと思いますが。ほかの皆さんはどうか分かりませんが。

(議 長)

ご意見、確かに伺わせていただきました。10年のことに関しましても、先回お話をさせていただいたとおり、10年では長いのではないかとということで会長会議でも話がありました。ただ今回、1号委員が2号委員とか、そういう場合は以前から別な委員になったときも、その任期があるそうなのでということで、今回そのまま手つかずで、このままという形になったようでございます。そんな説明でよろしいでしょうか。ほかに、ございますか。

(関谷委員)

私も同じ意見です。

(議 長)

ありがとうございます。

清水委員、お願いいたします。

(清水委員)

礎地域コミュニティ協議会の清水でございます。

以前頂いた資料の中に、条例第7条第3項にあります、区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合において、予め当該区の自治協議会の意見を聞かなければならないとなっておりますという課長の説明があったのですが、意見を聞いて、それがどのように区の区政に反映されるのかと。いざとなったら、私ども提案した場合に、一方では議会のほうに責任があるという項目の回答の仕方をされる場合もございます。では、我々協議会の意見を具申したところで、それがどのように区政、市政に反映されるのかという、我々の意見は、ただガス抜きであったり、アリバイづくりであったりという感じもしないのでもないのです。ですから、市から提案されたものに対して、私どもが意見聴取を言ったところで、それがどのように反映されるのかと。議会に関係しますと言われれば、こういう会は一

切関係ないのです。市からのトップダウンで物事が進められて、こういう会議は、ただの説明会であってはならないと思うのです。ですから、ただ委員が増えたところで何の意味もなさない。幅広く意見聴取をするために委員を取らせて、それで幅広く意見聴取されるのであればいいけれども、果たして皆さんが意見を述べているかということ、そうでもない。それであるならば、なぜこの会は委員まで増やして、期間まで延長して、こういう会をやろうとしているのかということ、結局、私はアリバイづくりとガス抜きでしかないと言っているのです。幅広く意見を聞きましたよ。何かのときの答弁で、そういったものを現実には言いやすいがために、こういう会をやっているのではないかという気がしてならないのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

今回の自治協議会の見直しにつきましては、説明の中でも申し上げたところですが、今後の重要な地域課題ということで、福祉関係ですとか教育関係の重要性がますます増してくるのではないかと、私どもで検討させていただきました。例示で挙げさせていただいた方を自治協議会に新たに加えていただくことで、さらに活性化が図れるのではないかと、趣旨で入れさせていただいたものでございます。

今ほどご指摘がありました、この区自治協議会がアリバイ機関ではないかというご指摘もございましたけれども、そういうことではございません。こちらの自治協議会にて頂いたご意見については、重いご意見として当然施策に反映させていただくと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

(清水委員)

これから福祉の問題とか、重い関係になると言っても、こちらにいろいろ意見を求められたところで、私どもこの条例では何の意見聴取、ただ述べるだけで、その後のこと、どういうふうに進んでいったかという過程も分かりませんし、どのようなことで事例が進んでいったということも、全然説明がありません。ですから、そういった意味では、ただ意見を言ったことではなくて、私どもが常にこういった会を1ヵ月に1回開いていることの重みを感じていただいて、その都度発表するとか、こういう経緯で進んでいますとか、経過報告をやれるような体制をつくってもらわないと、ただ時間を割いていること自体、私は何か苦痛なのです。ですから、最終的に議員さんがどうのこうのと逃げるのではなく、もういっぺん、もう少し内容の詳細について市のほうと、我々市民を代表して来ているつもりでおりますので、市民の皆さんにも説明する義務を背負っておりますので、十分その点を考慮していただきたいと思っております。

(議長)

伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤でございます。

補足意見です。今、清水委員がおっしゃったこと、そのとおりです。それで、どうするかということで、一つ提案したいと思います。進捗状況を定期的に公開してください。それなのです。立案する側の行政においては、いろいろな丁々発止が

あるでしょう、それに対して定期的に結論が出る前に、つまり議会に出す前の進捗状況、問題がありました、これに対してこういうふうに考えましたと。こう考えようと思っていますと。いかがでしょうかという進捗状況を、意見を聴取することによって右の方向が中央になるとか、方向性が若干変わってくる。皆さんのおっしゃっている意見が、そこでうまくオーソライズできる。何かというと、こう書いたのです、協議するばかりではなくて、進捗状況を皆さんの前に定期的に公開してください。最終的にこういう案で議会に出そうと思っていますと。それでよろしいでしょうかと、堂々とすればいいではないですか。これが無いから、みんな疑心暗鬼なのですよ。皆さん一生懸命やられていると思います。であれば、その努力を公開すればいいのですよ。そういうことをぜひお願いしたいです。以上です。

(議長)

ありがとうございました。提案ということですので、お聞き留めいただきたいと思います。ほかに、ございますか。

よろしいでしょうか。

(2) 地域別実行計画について (資料 報2)

(議長)

次に、報告「(2) 地域別実行計画について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

財産活用課の財産経営推進室長の江戸と申します。本日は、お時間をいただき、ありがとうございます。

資料報2をご覧ください。本市の財産経営につきましては、昨年にも自治協議会の場をお借りして、全体計画である財産経営推進計画や11月には地域の公共施設の現状を露わにした地域別検討資料についてご説明させていただきました。地域別の実行計画は概ね中学校区を単位として、地域における身近な施設の今後のあり方を示すものです。対象となる地域は、全市で55地域で、この中央区では8地域を単位として計画を策定することになっております。昨年よりモデルケースとして取組みを進めていた西蒲区の渦東地域は、昨年8月より地域内の3小学校の統合を契機としてワークショップを開催させていただきました。そして今現在、計画はほぼ固まりつつあります。また、区役所の移転改築を予定している北区の葛塚地域や市営住宅の跡地の活用を予定している江南区の曾野木地域でも今月から同様の検討を始めています。

このように、地域内で学校の統廃合や主要な施設の更新がある地域から順次、地域の皆さまとの協働により、地域別の実行計画を策定していきます。また、今後はそれ以外の地域でも、こちらから直接コミュニティ協議会等にお邪魔させていただいてご説明をさせていただきたいと考えています。これは、全市55地域について速やかな取組みが必要であり、議会などからもそのための取組みを求められているといったことや地域の皆さまに財産経営の必要性や考え方について、広くご理解を頂きたいという趣旨によるものでございます。コミュニティ協議会の総会や勉強会

などに1時間ほどの時間を頂ければ、本市の公共施設の概況や地域別検討を資料としてまとめた地域の公共施設の概要、また潟東地域などの本市の先行事例の紹介をさせていただきます。まだ施設に動きがない地域であっても、説明の機会を地域課を介してお願いすることもあると思います。また、ご要望があれば優先的にご説明させていただきます。その際には、何卒よろしく申し上げます。以上です。ありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございました。

只今の事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

井上委員、お願いいたします。

(井上委員)

公募委員の井上です。

質問をいくつかお願いしたいと思います。地域別の実行計画を策定することとしていますということなのですが、これは概ねもう終わっているという理解でよろしいのか。まだなのであれば、だいたいどれくらいの見込みがあるのかというところを教えていただきたいというのが一つでございます。

それから、中学校区・コミュニティ協議会単位等で職員による説明会を順次開催ということなのですが、これは例えば、個人レベルでこのエリアのこういった公共施設の情報が知りたいということで個別の問い合わせがあった場合に、そうしたものに該当いただけるのかどうかということが一つございます。

最後に、地域別の実行計画の検討の進め方ということで、ワークショップでの議論を通じ、ということ、ここに書き出しがあるのですが、こういったものは基本的には行政の担当部署とか、関係者が進行しているという理解でよろしいのかどうか。以上3点お願いいたします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。地域別の実行計画なのですが、まだ昨年からの取り組みを始めたばかりで、ようやく1地区、潟東地域が今ほぼ終わろうとしているといった状態で、まだほかの地域についてはこれから順次入っていくと。資料にもありますように、何か施設に大きな動きがあるところ、学校の統廃合ですとか、北区の何か大きな施設の動きがあるようなところから順次入っていくということで、一斉に55地域に入るといったことではないです。

2点目のご質問の個人レベルというお話を頂きました。基本的に我々はコミュニティ協議会にと考えているのですが、当然ご興味のある地域の方にもお知りいただきたい内容でございますので、そこには我々、市政トーク宅配便とか、そういった仕組みもございますので、またご相談いただければ対応を考えたいと思っておりますので、ぜひご要望があればお申し付けください。

また、検討の進め方のワークショップなのですが、これは財産活用課と例えば中央区であれば、区と協働でやっております。ワークショップの進行は、特徴的なのはプロのファシリテーターから入ってもらいます。市の職員だとどうしても対話型になってしまいますので、プロのファシリテーターでワークショップをやることにより、いろいろな意見を引き出し、また、十分にいろいろな意見が出せるような雰

囲気づくりを心掛けていくつもりです。このファシリテーターは非常に好評です
で、今後このような形で、市が主催するのだけれども、専用のファシリテーターを
設けて、皆さんからいろいろな意見をもらおうと思っていますので、よろしく願
います。

(井上委員)

私が正確に質問の意図を明確にできていなかったの
で。新潟市の公共施設の概況、今後の課題などとかいうことは、地域別検討資料というの
は、まとまっているかということと、プロのファシリテーターというの
は、どういう方なのでしょうか。

(事務局)

地域別検討資料というの
は、55 地域全部まとめて、昨年も自治協議会の場
で説明させていただきましたし、また市のホームページにも載っておりますので、こ
れについては全部 55 地域できております。ファシリテーターというの
は、市の職員ではなくて、いろいろなコーディネートをするという専門の、いろ
いろな意見を聞いて調整できるような人材というのがファシリテーターという英
語なのですが、日本語で適当な訳が思い浮かばないのですが、こういったまちづ
くりの際に、いろいろな市民との対話をするときに調整役、行司役みたいな形
でお立ちくださる人たちがいるのですが、そういう人たちをファシリテーター
と呼んでいます。意見の引き出し役のようなそんな形で、それは市の職員で
はない一般の方がやります。

(井上委員)

ありがとうございました。

(議長)

廣瀬委員をお願いします。

(廣瀬委員)

豊照地域コミュニティ協議会の廣瀬です。

今私ども豊照小学校が統廃合になって今後どうしようかということ
で、地域課を交えましていろいろ勉強会をやっているのですが、こういうところ
と、今のあなたの方との部署との連絡はスムーズにいけるものなの
ですか。コミュニティ協議会に来ていただいて説明会をやっ
ていただけたら、そういうことはお願いできるわけ
ですね、今後は。1 時間程度の質疑応答なのですが、財産活用課と地域課と連
動して、そういうものにお答えできるのか。財産活用課は独自の考えで、地
域課とはまた別なのだというご意見があるのか、この辺はいかがな
のですか。

(事務局)

豊照の活用につきましては、地域課が中心にということ
で、これは地域別検討計画の中では、既に財産経営推進計画ができる前
に統合が決まっていたということで、こういうものは外れているの
ですが、連携していろいろ打ち合わせをさせていただいて
います。また、我々の計画についてとか、その現状について勉強会
ということであれば、ぜひお邪魔させていただきたいと思
いますし、その際には当然、地域課と連携しながら一緒に入
っていくということになりますので、ぜひ呼びいただ
ければと思います。

(廣瀬委員)

どうもありがとうございました。

(議長)

津吉委員をお願いします。

(津吉委員)

新潟市南商工振興会の津吉です。

この場で話すことではないかもしれませんが、学校の統廃合というのは現在起きてきている現象だと思いますけれども、学校を一度廃校にしてしまうと再度、また新たにそこに学校をつくるというのは非常に難しいこと、お金もかかることになると思うのですけれども、いわゆる維持管理コストが多少かかりますが、統廃合した学校、残されなかった学校の校舎等の施設については、休校という形を取ったりして、また学校の、何か皆さんに知恵を出していただいて、子どもたち、そして教育の場として使えるような休校という形で、廃校にしまわれないでやるようなやり方も考えていただけたらなと思います。なぜかという、やはりどんどん廃校になって中心部から学校が無くなります。そうすると、新たに来るファミリーも学校が無くなっていくと、わざわざ子どもを行かせる学校が無い地域に新しい若い家族が子どもたちを連れて来るかといったら、学校が無いところには来ないと思うのです。ですから、郊外にばかり学校が広がっていくのではなく、中心部の学校も廃校という形ではなく、休校し、別な形の利用価値を見つけて、ぜひ有効活用していただければなと思います。

蛇足ですが、ワークショップというのは余程優秀なファシリテーターでなければ良い結論はつけれないと思います。まちづくりで、だいたいワークショップをやってそのワークショップで出たことをまちづくりに活かしたことによって成功している商店街、その他諸々のまちが、地域がどれくらいあるかという、90パーセントくらいは失敗しているという例が多いと思いますので、ワークショップが魔法のやり方ではないので、意見を捨てるにはいいかもしれませんが、本当にそれが有益な方法を決めていける方法なのかどうかというのは、ファシリテーターの知識と実情の情報をどれだけよく理解できているかにかかっていると思うので、安易なワークショップは逆にまちづくりの足を引っ張ってしまうまた、こういったことについても足を引っ張っていく現状が起きると思うので、お気を付けていただければなと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。学校が廃校になった後というのは、非常にナーバスな問題がございます。やはり地域の中心になるところであるといったことから、その後の利用につきましては、住民の方と十分意見交換をしながら決めていくものだと思います。ただ、その次に学校になるかもしれないので、そのまま休ませておくという考え方もあろうかとは思いますが、なかなかそういう管理も、休ませておくといっても、その間維持しなければいけないものもありますし、その辺については、後利用を地元の方と検討していくという形になろうかと思います。また、ワークショップについてはご意見を頂きました。おっしゃるとおりだと思います。我々もただワークショップをやればよいということでは思っていないので、いろいろ専門の研究所というところと業務提携して、いろいろな意見を頂いたり、ワー

クショップのプロの方を東京から呼んだり、経験のあるファシリテーターを置いて、運営して今非常に好評だといったことがあります。ただ、プロの方というのは当然コストもかかるわけですので、その辺は我々の今の宿題だと思いますが、おっしゃるとおりであります。本当に、ただやればいいということではないというのは実際やってみて強く感じましたので、今後は頂いたご意見のように慎重に丁寧に取組みをしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

(議 長)

ほかに、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(3) 水と土の芸術祭 2018 骨子 (案) に対する市民意見の募集について

(資料 報 3-1 3-2)

(議 長)

報告「(3) 水と土の芸術祭2018骨子 (案) に対する市民意見の募集について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

新潟市文化創造推進課水と土の文化推進室の鈴木と申します。本日は、貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。

これから、私どもで今、水と土の芸術祭2018骨子 (案) に対する市民意見の募集というものをやっておりますが、この市民意見募集についてご説明させていただき、その後、自治協議会の委員の皆さまから率直なご意見を頂ければと考えてございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日用意した資料は2種類になります。まず、資料報3-1の骨子 (案) の1ページをご覧ください。この骨子 (案) の位置づけについて記載させていただいております。水と土の芸術祭につきましては、過去の成果を活かし、課題を見直しながらこれまで3回の実績を積み上げてまいりました。この骨子 (案) につきましては、これまでの実績、それから成果と課題を検証した上で、次回開催、まだやるかどうかも決めているものではございませんので、次回開催の可否ですとか改善の必要性などについて、市民や地域の皆さまから幅広くご意見を頂きながら、私どもで検討させていただくためにつくった試案でございます。

2ページをご覧ください。2ページから4ページの決算のところまでは、前回までの3回実施したもののデータ的な実績比較をさせていただいております。来場者数ですとか、その属性、それから経済波及効果などを記載させていただいておりますし、4ページのところは決算の数字を載せさせていただいております。

5ページをご覧ください。5ページにつきましては、前回行いました去年の水と土の芸術祭2015の主な成果と課題についてまとめさせていただいております。主な成果につきましては、来場者数、それから経済波及効果などが増加していること、あるいは、水と土の芸術祭の特徴的なところですが、市民プロジェクトの質が向上したほか、地域課題の解決にもつながるような動きが出てきているといったように、市民の文化活動が大きく活性化したことが挙げられると考えております。一方で、同じページの3番目のところに課題として挙げておりますとおり、アンケー

ト調査、旧二葉中学校がベースキャンプに当たりましたので、こちらで取ったアンケート調査になりますけれども、満足度が前回に比べて若干低下しているということがデータとして出ておりますし、アート作品への案内ですとか解説方法、それから交通手段に対する配慮が不足していたのではないかとということが挙げられると考えてございます。

続きまして6ページをご覧ください。6ページに今後の方向性について記載させていただいております。こちらについては読むとかなり時間もかかりますので、省略させていただいてお話をさせていただきますけれども、中間のところにあります、市民主体、地域主導の芸術祭の欄のところでは、本芸術祭の最大の特徴であります市民プロジェクトをさらに活性化させていく必要があるのではないかとということと、その下の中長期的な視点というところにつきましては、2019年の新潟港開港150周年という契機ですとか、2020年の東京オリンピックという契機、それから、それに向けた4年間にわたる文化プログラムを進めていかなければいけない。そして、それらを活用した本市の魅力発信などを通じまして、海外誘客も含めました交流人口の拡大に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

続いて7ページをご覧ください。今ほどの成果と課題、今後の方向性を踏まえまして、次回やるとしたらこんな形でいかがでしょうかという案を計画概要としてまとめさせていただいております。1番目の名称、2番目の基本理念、3番目のテーマにつきましては、第1回目のところから特に変える必要はないのではないかとことで同じようなことを記載させていただいておりますが、4番目の目的につきましては、「水と土の文化創造都市にいがた」をさらに前進させること、2020年の東京オリンピックを好機と捉えまして、オリンピック文化プログラムを位置づけることで本市の魅力を世界に強く発信していくこととさせていただいております。6番目の会期でございます。平成30年7月から10月ということで想定させていただきまして、こちらは去年行われました水と土の芸術祭2015とほぼ同じくらいの期間を想定しております。7番目の会場でございますけれども、「潟」ですとか「砂丘列」、「港」といった本市の魅力を活用した会場を設定いたしまして、アート作品をそちらに展示するとともに、市民プロジェクトにつきましては、市内全域での展開を考えております。続いて8番目の主な事業でございますが、前回、第3回目と同じように(1)の市民プロジェクト以下、5本の柱立てで行っていったらいいのではないかと考えております。9番目の予算でございますが、こちらはまだ決まっているものではございませんが、もし実施するとなれば、従来の予算規模と同程度でいかがかなということで想定してございます。

8ページからは今ほど主な事業のところでお話しさせていただきましたが、想定している具体的な取組みの案を記載させていただいております。こちらもそれぞれお話ししていくと長くなりますので省略させていただきながらお話しいたしますけれども、(1)の市民プロジェクトのところでは、活性化しております市民の文化活動をさらに発展させるために地域で行っている市民プロジェクトのつながりをつくりだすとか、そのような新しい試みも必要ではないかと書いてございますし、隣の9ページのこどもプロジェクトでは、教育機関などとの連携をさらに強めまして、子どもたちの「本物」に触れる機会を提供することが必要であるということが書い

てございます。(3) のアートプロジェクトでは、障がい者アートなどの福祉の視点を入れた展開ですとか、芸術祭終了後も楽しめる新たな継続展示作品の導入も考えてはどうかということで記載させていただきました。

10ページをお願いします。10ページの2番、市内・広域連携の取組みでございませう。市内の文化施設ですとか団体、それから市内で行われるイベントとの連携だけではなく、県内外の観光資源などとの連携を図り、それらを活用することで来場者を増やしていければと考えてございます。

12ページをご覧ください。12ページにつきましては、課題にも挙げておりました交通の便があまりよくなかったということもございましたので、二次交通について記載させていただいておりますし、13ページにつきましては、広報・誘客として記載させていただいております。いずれも早い段階から検討を始め実施していく必要があるのではないかと考えてございます。

14ページにつきましては、次回このような形でやったらどうかという組織体制、15ページにつきましては、平成30年、2018年7月から芸術祭を実施するとした場合のおおまかなスケジュールを仮に入れさせていただいております。

引き続き、もう一つの資料になります。資料報3-2をご覧ください。こちらは、市民意見の募集方法について記載させていただいているものでございます。両面の資料になっておまして、おもて面は意見募集の要項になりますし、裏面は意見書の様式となっております。おもて面にお戻りください。一つ目の四角のところ、募集期間につきましては、11月11日金曜日まで、パブリックコメントに準じた形で行わせていただいております。二つ目の四角、募集にあたりましては、市のホームページですとか各区役所の地域課などで、今ほどご説明いたしました骨子（案）とこの意見書の様式を配付させていただくとともに、前回行いました水と土の芸術祭2015に関する各種報告資料、データ集も付いてございますが、こちらも閲覧できるようにさせていただいております。皆さまから頂きましたご意見につきましては、今後、私どもで検討させていただくときの参考とさせていただきますとともに、取りまとめまして概要などを市のホームページで公表したいと考えております。多くの皆さまからご意見を頂きたいと思っておりますので、自治協議会の委員の皆さまだけではなく、ご家族ですとかお知り合いの方などにも、このようなことをやっているということをご周知いただければと思っておりますので、ご協力をぜひともお願いしたいと思います。

それから、中央区の自治協議会の皆さまには、最後にお願いがございまして、私ども意見募集を行っている一環として、生の声を聞かせていただければと思っております。中央区自治協議会の例えば、1号委員の皆さまの中からお一人、インタビューにお答えいただくような形でお一人ご推薦いただければ一番ありがたいかなと思っております。ぜひともその辺りもご検討いただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。私からの説明は以上でございませう。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。

只今の事務局からの説明についてご意見ご質問はございますか。

大堀委員，お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

今，いろいろ説明いただきましてありがとうございます。2ページから実績の比較ということで4ページまでございますね。数字についてお聞かせください。1の来場者数は右肩上がりですね。結構なことだと思いますけれども，それから経済波及効果も右肩上がりですね。私が思うに，新潟市に22億，こんなのは普通ではないですか。特にこんな経済効果がどうのこうのではなくて，それからその下のパブリシティ効果について説明をお願いしたいと思います。

それから，次の4ページに3年間の比較がございますけれども，2015年の助成金等のところで40万円になっておりますよね。その下の各種販売収入もガクンと落ちて985万円，その下のその他のところも200万円くらい落ちて，内容は分かりませんが41万円。ちょっと開きが大きい。なんでこんなに助成金が1,000万円から40万円になるのか。文化庁の助成金は増えておりますけれども。

それから，いつも不思議に思うのが，収入と支出がどちらも823円で，いつもピタッと合わせていらっしゃるのですよね。おそらく支出のところで普通の会計であれば，何十円の差が出るとか，繰り越し何万何千円くらい繰り越したとか，余るとかというのが出ると思うのですが，あまりにもピタッと。この辺の数字のほうからお聞かせください。

5番のパブリシティ効果と6番の決算の2009年，2012年，2015年の助成金等，各種販売収入，その他の差がものすごく大きいのです。100万円や200万円の差があつて桁が一つ違う。これは例えば各種販売収入が4,000万円もあつたのが900万円になっているとか。最初は6,700万円あつたということの原因は何なのでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。まず，パブリシティ効果とは何かということからご説明させていただきます。正式に，パブリシティ効果という言葉自体はなくて，パブリシティとは何かということでお話しさせていただきます。簡単に言いますと，通常PRをするため，広告をするためには，例えば新聞社の広告欄にお金を払って載せさせていただくというやり方を取っておりますが，パブリシティというのは逆に新聞社なり報道機関なりから記事に取り上げていただく。私どもはお金を払っていないわけですが，記事に取り上げていただくことで広報，広告していただけたと同様に考えられるというものでございまして，その枠を金額に換算したら，このくらいだということ，それを足し上げた数字だと思っていただけだと思います。

続きまして，4ページの決算のところで，まず各種販売収入が大きく違っているというものですけれども，2009年と2012年につきましては，これも数字が違っているところもございまして，芸術祭を行う際にパスポートというものを販売しておりました。実際に会場に行つて，そのパスポートを見せて入場料の代わりに入るという形を取っていたわけでございます。いわゆる入場料収入がそれぞれあつたというものでございました。逆に2015年につきましては，原則，観覧するための料金を無料にしていると。そのために入場料収入というものはほとんど無かつたとい

うものが大きな違いかと思えます。実際には入場料のほかに記録集だとかガイドブックだとかを売っておりますので、まったくゼロではないのですけれども、そのやり方が違っていたものですから、その差額だと思っただけだと思っております。

それから、助成金等につきましては、データを出しますので少しお待ちください。

(大堀委員)

文化庁の補助金が倍になっているから、その関連なのでしょうか。

(事務局)

もともと文化庁の補助金の額とは整理が違うところございまして、助成金につきましては、例えば前回のものでいきますと、一般社団法人の私的録音補償金管理協会という団体がございまして、そちらから助成が出ているというものでございます。同じように助成金につきましては、他にも団体からの助成が頂けるか、頂けないかということによって違っていたと思っただけだと思っております。2012年のところはどこから頂いたか、今すぐに出てこなかったものですから、もしよろしければ後でご連絡させていただくなりしたいと思いますけれども、ご容赦いただけますでしょうか。

(大堀委員)

はい。

(事務局)

それから、収支がピッタリ合っているのはなぜかという話でございます。こちらにつきましては、もともと予算に対して、新潟市から負担金というものがかなり入っているのですけれども、実際に決算をした際に、余剰金と申しますか、余りが出たものは新潟市の負担金に、また戻しているというものがございまして、前回の2015年のときにつきましては、返還額として2,300万円ちょっと新潟市に返還させていただいているというものがございます。その関係で収支がピッタリ合うというものになっておりました。

(大堀委員)

分かりました。ありがとうございました。

新潟市の負担金の項目のところに差額金を繰り入れるということで入って、それでピッタリとなっている理由も分かりましたが、決算書を出される以上は、大きな差額があった場合には理由を説明するのが一般的な決算書の報告要旨だと思います。これだけ書かれて、ここに関係していない我々が理解せよといったところで、ただ数字を並べているだけでございますので、そのように次回からご注意なさってください。

それからもう一つ、少しばかりお願いというか意見なのですけれども、私は浜浦小学校区コミュニティ協議会でございますが、浜浦コミュニティ協議会の関屋分水の脇に、通称タコ公園という公園がございます。そのところに先回の水土のところに芸術と称す作品が残っているのです。何が残っているかという、船の形をしたらしいものが残っているのです。浜浦町内会の会長がタコ公園のあれは危ないから撤去してくれないかとお願ひしましたら、早速ブロックで、危険だから中に入る

などというので表示をされたのです。危ないから取ってくれと言ったら、危ないから入るなどというお話でございます。私はこの前、危険物を除去してくれと写真を付けてお願いしました。水土が終わった後、地域の町内が子どもたちに危ないから撤去してくれと言ったら、危険物だから入るなどと言ってロープで囲ったのです。そのあと、危険物を取ってくれと言ったら、全然反応も来ないのです。この辺は、私らの町内だけではないでしょうけれども、水と土の芸術祭が終わったら、撤去しないのですか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。置いてある作品は「心園の渡り」というものだと思いますが、今ほど撤去していただきたいという話があったというのは、私どもも聞いてございます。もともと2009年の芸術祭のときにつくらせていただいた作品で、当時からあの場所にずっと置かせていただいているのですけれども、設置につきましては、芸術家アーティストからの依頼を受けて、地域に了解を得て、置かせていただいていると聞いています。あの場所にあることによって制作の意図、アーティストの著作権というものが発生しているというものでございます。

(大堀委員)

説明待ってください。私、長くやっていますけれども、撤去という話は、私は聞いていません。私は十何年もやっていますよ。それから、今言っているように町内会のほうで撤去してくださいと言ったときに、すぐロープを張って、これはそうだと。今、あなたが説明したようなことは一切聞いていないそうです。浜浦町の町内会は、それで浜浦コミュニティ協議会として再度私がお願いにあがったと。危険物と言うなら、除去するのは当然ではないですか。そんな中国の人がつくったとか何かというのはあの辺に書いてありますけれども、子どもに入るなどと言って、ロープを。あなたは実際に見たのですか。さっきの場所を。

(事務局)

見ております。

(大堀委員)

ロープが張ってありますよね。危険物、中に入るな、近寄るなど書いてありますよね。危険物ですよ。写真見せましょうか。

(事務局)

今、ご意見としてお話いただきましたので、先ほどの続きになりますけれども、著作物の指定になっておりましたので、簡単に撤去することができないというものもあります。私どもとしても、危険性があったものは危険がないように対応するというのは当然のことだと思っていましたので、ロープを張って、子どもが登ったりすると危険だと強調させていただいて対応したということにさせていただいておりました。今のように、コミュニティ協議会全体でお話がそういうものがあるというのは、私もそこまで詳しくは聞いていなかったものですから、もし今のを撤去するかどうかというものも含めて、私どもも著作物のものがあるので簡単にはいかないと思いますので、別個にご連絡をさせていただくなりして、ご相談を別にさせていただければと思うのですけれども。

(大堀委員)

ご相談はいくらでもお聞きしますけれども、あくまでもご相談です。お宅らは芸術作品だと言っているけれども、我々は危険物だと見ているのです。この乖離は大きいのではないですか。はっきり言わせていただきますよ。危険だ、危険だと言ったら、危険物は撤去してくださいと言ったら聞いていないと。お話はいくらでも受けますので。話なんて求めないで撤去してくださいよ。

(議長)

では、後ほどまた詳しいお話を聞いていただきたいと思います。

そのほかに、先ほど手を挙げてくださった伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤です。

簡単に申します。経済効果の中で、波及効果は22億円と書いていらっしゃいますが、前回よりも若干多くなっているのは数字では分かるのですが、これをどのように理解したらいいのか。例えば悪く考えれば、皮肉って言いますよ。ほかの時点で2年間ではこういう項目で波及効果を見ていませんでしたと。今回は追加しましたからアップしたとなるのか。それとも、どこの項目がプラスアルファだったのか。何をもって経済効果という形で数字を挙げられたのか。その辺をお伺いしたいのが1点。

もう1点、13ページ広報・誘客の中で準備期間の不足から広報・PRの不足が指摘された。では、それを検証された中で、数字として実際の広告費支出の欄6,300万円ございますが、前回よりも若干増えていると。この整合性、文章と数字の関連性から見たときに、遅れたのであれば減ったのではないかと。減って然るべきではないかと。にもかかわらず前回よりもプラスアルファ広告宣伝費を使っているということで、効果が無かったのではないですか。その辺の検証をもう少し具体的に書いて然るべきではないですか。事業として、ちょっとその辺が説明不足ではないですか。以上2点。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず、経済波及効果の件からお話しさせていただきます。経済波及効果につきましては、算出するために新潟県が出しております産業連関表というものを使わせていただいております。この産業連関表を使うために、まず来場者のところからアンケートを取りまして、日帰りのお客さんと宿泊のお客さんに分けてアンケートを取って、その人たちが新潟市に来て、どれだけお土産を買ったりとか、宿泊のためにお金を使ったりだとかというのがありますので、どれだけの消費額だったかを数字を出させていただきました。それに基づいて、産業連関表というものに当てはめて、来場者数から経済波及効果というものを出してございます。アンケートを取った際に、消費額が前の時よりも宿泊者の消費額も大きかったというデータが出ているのです。また、来場者数も増えておりますので、その関係で経済波及効果が若干上がっていると思っていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

それから、13ページの広報の話でございます。2012年のときに比べて広報費が大きくなっているのは、2015年につきましては、広報部門を一括で業者に委託をかけたという、やり方を変えてございます。実際に広報するためには、中身を私どもで

決めたものをまず渡すなりして広報してもらわなければいけないのですが、その広報をするためのネタづくり、言い方は悪いのですが、私どもこれはお叱りを受けることかも知れませんが、中身を決めることがかなり遅くなってしまったということがございまして、実際の広報の効果としては、最初につくるべき内容の決定自体が遅れてしまったので、広報の効果が上がらなかったというものでございます。

(伊藤委員)

よく分かりませんね。私は一般人です。一般人がなるほどという言葉ではないのですよ。例えば波及効果についても、歩掛かりではないですか、単純に言えば。アンケート調査なんて、何万人取ったのですか、そういうことの数字を出してくださいということなのですよ。バックデータ、これ1点。

それと、広告で一括して出しましたと。それは一つの方法なのですよ。しかし3年間あったのでしょ、準備期間が2年から3年。なんでそういう広告をするときに1社に丸投げするわけですか。それは怠慢ですよ。それはアップになりますよ。彼らは一生懸命やったノウハウレベルですよ。ノウハウレベルというのは原価が分からないのですよ。あなたたち分かりますか。分からないから、全部鵜呑みにするのですよ。要はそういう時間を無駄にしているのです。大きな交渉になるはずなのですよ。それをやらなかった。これだけ追加になりましたと。いい商売ですよ、そんなのは。駄目ですよ、こんなのは。懸命にやらなければ。時間があるのだったら。専門チームがあるのでしょ。言語道断ですよ、それは。そんなことをやったら行政はおかしくなりますよ。このプロジェクトはおかしくなりますよ。以上。

(事務局)

まず、アンケートの数字でございまして。こちらはベースキャンプの旧二葉中学校で来場者アンケートを取りまして、件数としては1,665件でございました。これに基づいて来場者数全体に対しての推計という形で出させていただきました。

それから、広報につきましては、確におっしゃるとおり、私どもが早く決められなかったのは悪いと言われると、確かにそのとおりかと思っております。今のご意見につきましては、次回やるときに参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ほかに、よろしいでしょうか。

最後に、大堀委員お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございまして。

ずっと説明がございまして、アートプロジェクトのところで著作権その他のお話がありましたが、条件として祭りが終わったら、全部撤去しますよという条件付けで祭りをやっていただきたいと思います。芸術というのは去年も説明がありましたが、一般市民の見る方によって違う部分があるという説明を受けておりますけれども、作品は終わったら撤去するという前提で、専門家の方々と打ち合わせてください。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(事務局)

ご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

(議 長)

ありがとうございました。

だいぶ時間も迫ってまいりました。先ほど説明がありましたとおり、1号委員よりインタビューを11月上旬に実施したいということですが、1号委員の皆さま方、我こそはと思われる方、いらっしゃいますでしょうか。生の声を聞きたいということで先ほどお話がありました。開催の可否も含めてということでございますので、いかがでしょうか。

いらっしゃいませんか。

それでは、急な話ですが総務運営会議で検討させていただいて選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

なお、11月上旬にインタビューを実施したいということですので、次回の自治協議会には選出したお名前とインタビュー終わりましたということのみの報告となると思いますので、それをご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(4) 部会からの報告について (資料 報4-1 4-2 4-3)

(議 長)

次に、報告「(4) 部会からの報告について」でございます。「拠点と賑わいのまち部会」から順に報告を頂きます。報告は簡潔にお願いしたいと思います。なお、ご質問等がございましたら、すべての部会からの報告後にまとめてお受けしたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。それでは、「拠点と賑わいのまち部会」座長の浅野委員からご報告をお願いいたします。

①拠点と賑わいのまち部会

(浅野委員)

座長を仰せつかっています浅野でございます。

本日、チラシが皆さんに配付されていると思うのですが、順次、関連諸団体にも配布するようにしております。先回の部会では各委員の当日の役割だとか、これからのスケジュール等を検討しました。主にイラストの5つの未来プランをお見せしまして、修正箇所を確認し、一部修正したことによりまして、作成にあたっていただきました。今後は、パネリストとの打ち合わせを11月上旬に行い、その後、最終的には会場にて最終的な打ち合わせ、下見等ございまして、当日に備えたいと思います。

それから、チラシの裏面の四角、「来場者の方には、木原氏のオリジナル絵はがきをプレゼントします！」と書いてありますけれども、これは、来た方に5つの未来プランのラフ画の絵はがきにしましたものを5枚セットで皆さんに配付しますので、よろしく願いいたします。ぜひ参加していただきますようお願い申し上げます。

げます。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして、「人にやさしい暮らしのまち部会」座長の田村(勝)委員からご報告をお願いいたします。

②人にやさしい暮らしのまち部会

(田村(勝)委員)

資料のとおり私から説明させていただきます。第9回「人にやさしい暮らしのまち部会」を10月14日、17名の委員中、15名の委員の出席を以て開催させていただきました。一つ目としまして、アンケート等とスケジュールについてでございますけれども、前回も申し上げましたが、9月23日に512の自治・町内会へアンケートを配付させていただきました。10月7日の締め切りということでお願いしてありましたけれども、結果、ここでは370ということで記しておりますが、今日私の手元に届いている資料からいくと379団体、74パーセントの回答率になっております。ご協力ありがとうございました。これを10月21日までに集計を行って、それぞれの協議に入らせていただくという形になっております。

二つ目として、災害時における安否確認と要援護者支援が今年度の課題になっているわけですが、一般の安否確認等が10月19日、それから要援護者支援ポイントと体制図が20日にそれぞれ班を編成いたしまして、検討会を実施しております。

それから、アンケートの分析評価について4つのグループに分けて、今後それぞれ検討評価をさせていただくという予定になっているわけですが、ここには記してございませんけれども、この安否確認及び要援護者支援体制を構築するにあたって、二つのポイントがございます。これは、言うなれば改善点でございます。市から、あるいは、区から示されたそれぞれの資料、大きく分けて二つの改善点がございます。詳しくは申し上げませんが、一つは区に512の自治会・町内会があるわけですが、そのうち84、パーセンテージにしまして16パーセントになりますが、ここの自治会にはこの援護者名簿、あるいは、マニュアルが配付されておられません。この理由は皆さん方がご存じのとおりでございます。ここは省かせていただきます。これをやることによって、全地域への周知、あるいは、徹底が図られたという形になります。

それから二つ目としましては、要援護者支援名簿、これは申請書が元としてあるわけですが、その中の一番基本になる緊急連絡先と特記事項の部分が民生委員の方にはストレートに資料提供がなされておりますけれども、自治会・町内会にはこれがアレンジされております。簡単に言いますと、あなた方の体制づくりの中で調査をなさいよとなっております。だから、ただでさえ非常に難しい運動になっておりますけれども、この辺でも非常に大きな仕事の量になっておりますので、この辺二つ改善をしていただくことによって、この体制が少しでも作業が軽くなり、体制づくりができるようにと私ども考えておりますし、11月以降、関係部署とこの2点等につきまして、地域課を通じまして協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして、「水辺とみなとのまち部会」座長の藤田委員から報告をお願いいたします。

③水辺とみなとのまち部会

(藤田委員)

「水辺とみなとのまち部会」は、10月18日に開きました。中身は二つありました。一つは北前船物語の評価についての2回目をやりました。欠席した委員の皆さんを中心に行いました。もう一つについては、今後の作業をどうするかということを行いました。そのことについて報告いたします。

2回目の評価で主な意見を見ますと、重なる部分もありますが、学校に参加者が少ないからということで急いで企画書を増刷りして、みんなで手分けして学校へ行ったのです。学校へ行って分かったことは、先生が北前船って何なのかという定義までいかなくても分からないと。若いこととか、あるいはほかの地域から来たからということとかで、分からないということが分かったということなのです。そのため、子どもにこれはいいから参加しなさいというアドバイスを言うことができなかつたのかなという点もあると思います。預かったものをそのまま棚に上げられて終わったような場面も話されました。6月19日にホームページ、あるいは、区だよりのところで掲載したときに一緒に学校へお願いに行かなかったのは失敗だったな、まずかったなと私たちの本当の反省事項です。それと、年齢差、ジェネレーションギャップで、企画を立てているのは私たちで60歳代、70歳代で、80歳代はいませんが、ところが対象としているのは孫なのです。保護者の方が自分の子どもに匹敵するのだけれども、ジェネレーションの差があつて、いわゆる生活リズムとかライフスタイルが違って、感覚が違って、ということで気付かなかつた点を率直にしたいと思います。特に子どもだけだと思つたら大人も違つたのです。お母さん、お父さんも違つたのです。そういうこともリアルにいろいろ分かりました。

最後ですけれども、新潟の発展の礎をつくつた北前船をそういう歴史的な貴重な意見や地域資材を新潟は大切に、そのためにやっていくためには、社会科で学校の先生がきちんと北前船と現在の新潟市を語れるような子ども、新潟で生まれ育つたことに誇りがある子どもに育てるためには、そういうことが必要だということをも反省も含めて、将来のためには必要だということを感じました。これが第一です。

第二は、今後の作業ということで、今言ったことを裏付けるためにはきちんとした資料をつくつて後世に残すということをしていきたいと言っているわけです。いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのようにやって、結果はどうだったのか、今後はどうあるべきなのかということを経験としてやるべきだ、報告書をつくるべきだということで始めました。3グループに分かれて、Aグループ、Bグループ、Cグループと書いてあるとおり、日和山コース、沼垂発酵コース、西大畑コースで、ここにそれぞれ委員の名前が書いてありますから、それはお話の中で割愛しますが、それぞれ集まってもらふことにしました。26日に午後から第1回目をやりました。そして委員の皆さんから発言していただいて、委員としての責任ある発言といったところを一つずつ検証する。訪問したところ一つ一つを検証した内容となっております。

す。日如山コース，沼垂発酵コースも同様な形でやりました。それを一冊の本にして12月の半ば頃には何としても完成したいということで頑張るということにいたしました。クリエイティブできれいなものにしたいため，業者に発注したいと思っております。

「水辺とみなとのまちの部会」の事業評価については1月にやろうということになりました。もう一つ言うのを忘れましたが，下町地域の4コミュニティ協議会代表とまちづくり団体との懇談会について，若干私から提案したのですが，報告書が簡易にできたというところでやっても効果が薄いし，どうせやるなら懇親会も兼ねて開くためには，出来上がってからということであればおそらく来年の1月以降になるのではないかとということで進めております。とにかく報告書をきちんとつくっているという報告で終わります。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。

只今の報告について，何かご意見ご質問等ございますか。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

3 その他(資料 他1 2)

(議 長)

続きまして，3の「その他」に入りたいと思います。事務局からお話があるということですので，お願いいたします。

(事務局)

総務課の中川でございます。よろしくお願いたします。

資料他1をご覧ください。こちらの資料につきましては，先月の自治協議会でもお話しいたしました，今，区役所の移転について検討している最中でございます。その途中経過の報告という形で用意させていただきました。なお，お手元のこの資料につきましては，表題が若干変わってはおりますけれども，今週月曜日に総務常任委員会でご審議いただいたときの資料の一部でございます。同じものを用意させていただいたところでございます。中身の説明をさせていただきます。前回の自治協議会の中でも我々中央区役所を移転するにあたりましては，市民サービスの向上とそれから，まちなかの賑わいの活性化という2点で考えているところでございます。そのうちの市民サービスの向上につきましては，中央区役所をどうやってつくっていかうかということで区役所，我々のほうで基本的なものの考え方を整理していくという作業をやっておりまして，その途中経過の報告ということでございます。我々の今の住民サービスの向上に向けては，真ん中にございます3つの視点で考えております。利用しやすい区役所，人にやさしい区役所，親しまれる区役所という分け方をして，今取り組んでいるところでございます。具体的な中身でございますが，場所等も決まっておらないものですから，まだ具体性が全然ないのですが，要は，我々が取り組みたいなということで，いろいろな関係課と打ち合わせをしている中で，利用しやすい区役所の中の一番はじめでございます，窓口機能の拡

充というところを考えております。これもお話しさせていただいたのですが、今、区民生活課、それから健康福祉課等、課の中で縦割りになっておりまして、来ていただいた市民の方々に区民生活課の手続きが終わった後、健康福祉課のほうへどうぞという対応をさせてもらっているのですが、なるべくそういったものを一つの窓口でできないだろうかということで、我々課をまたいだ業務につきまして、一つのところでできるような形で検討しているところでございます。また、2番目の迷わないサービスの提供というところでございますが、今も本庁の中には総合案内所とコンシェルジュという方々がおられますが、今後、移転した際には、そこに合わせてフロアマネージャー的なものを配置いたしまして、いくつかの機能を連携させながら確実に必要と思われる窓口への誘導を図っていければと考えているところでございます。

2番目の人にやさしい区役所の部分でございます。こちらのプライバシー保護とセキュリティ強化という形になっております。特に、今の庁舎につきましては、非常に手狭になっておりまして、いろいろ個人的な、それこそプライバシーの相談につきましても、なかなかカウンターの中でやったり、個室があっても壁沿いに聞こえたりという状況でございます。何とかそういったものは改善できないかというあたりで、そこを目指して今やっているというところでございます。もう一つ、快適な空間の整備ということで、これはもう当たり前のことでございます。すべての利用者の方々に配慮した形で作り直しが必要なのではないかということでございます。今、NEXT21の中にはトイレがあるのですが、非常にトイレの数が少ない、あとは障がいのある方々への配慮をされたトイレがないというところもありますので、当然、そこら辺の配慮は我々していかなければいけないのではないかとこの辺りのことを考えております。

最後に、親しまれる区役所でございます。交流の場の実現ということで、今3つ書かせてもらっております。子育て応援の充実ということで、今、NEXT21の5階に子育て応援広場という施設がございます。一時預かりをしながら子どもたちが遊べるような遊具等を揃えた施設でございますが、こちらのほうを何とかもう少し利用しやすいような形で拡充できないかということで書いております。まちなかほっとショップとのコラボレーションというところも、実は障がいがある方々の授産施設の方々に作っていただいたものをその場で販売しているのですが、もっと中身を拡充できないかなと。まちなかでもそういう方々が働いている場所があるのだよという辺りを見せられるような場にしていきたいと考えております。最後の地域との協働・交流の推進という部分では、区がこの講堂を使って自治協議会をやっております。できれば私、区役所にも当然これくらいの大きな会場が必要と考えているのですが、逆に言うと、この会場を毎日使うほど大きな会議はないのだろうということであれば、ないときには、全部フロアをオープンにした状態で区役所と、それから地域の方々が簡単な打ち合わせができるとか、もしくはイベントがそこでできるような、そんな使い方の部分で、地域の方々と交わることができないだろうかという辺りも今、利用の方法についても考えているというところでございました。まだまだ具体性に欠ける内容であるということは十分承知なのですが、これから場所、広さ等確定した段階で、早急にこれについても目に見える形で案を作ってご報告、

ご相談をさせていただきたいと考えております。簡単ではございますが、私から検討状況の経過というところでございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

只今の事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、教育ミーティングについてです。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区教育支援センターの佐々木でございます。

いつも大変お世話になっております。お疲れのところ恐縮でございます。私から12月16日に開催を予定しております、2回目の中央区教育ミーティングにつきまして説明させていただきます。

お手元の資料他2をご覧ください。はじめに、開催日時につきましては、先月の自治協議会におきましてお話しさせていただきましたとおり、12月16日金曜日の区自治協議会の開催日に合わせまして実施させていただきたいと思っております。開催の時間につきましては、午後1時から概ね1時間30分程度を考えております。会場につきましても、区自治協議会と同じ市役所本館6階の講堂を予定しております。出席者につきましては、2枚目になりますけれども、中央区を担当いたします教育委員及び教育委員会事務局職員といたしております。なお、教育委員の田中委員につきましては、このたび新しく教育委員会に入る方でございます。ミーティングの内容につきましては、このたび実施されました平成28年度全国学力学習状況調査により新潟市及び中央区の結果につきまして、担当課による説明の後、お話しいたしますとおり、皆さんからお寄せいただきます質問・意見について、教育委員会からの回答を踏まえながら意見交換を予定しております。質問や意見などにつきましては、第2回目の教育ミーティングにて事務局で説明いたしました教育委員会の施策の内容について、学校と地域の対応についてなどを中心とした内容で考えております。

質問や意見につきましては、別紙3枚目に付いてございます様式に記入の上、11月16日までに中央区教育支援センターまで提出をよろしくお願いいたします。提出期限まで短くて大変申し訳ございません。以前に部会でお配りしましたが、資料にも記載しておりますが、お寄せいただける方につきましては、よろしくお願いいたします。

第2回目のミーティングにつきましては、「人にやさしい暮らしのまち部会」の委員の方を対象としておりますけれども、そのほかの部会の委員の方の参加も可能としております。「拠点と賑わいのまち部会」「水辺とみなとのまち部会」の皆さんでご参加いただける方は、質問・ご意見ある、なしにかかわらず別紙にぜひ参加希望欄に丸を付けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

大堀委員、お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

ご質問というより、ちょうど資料他2のところで、対象部会は「人にやさしい暮らしのまち部会」、その下に米印で書いてございますけれども、第1回目のときは各3つの部会が参加しましたが、2回目はどうして「人にやさしい暮らしのまち部会」だけで、我々は来てもいいよ、来なくてもいいよと。場所はここなので、1回目と2回目どうして差を付けるのですか。差別とは言わないけれども。

(事務局)

一応1回目は自治協議会全員の皆さま、2回目は教育の分野を所管している部会の皆さまという形で、1回目、2回目を分けた形でやっているところなのですが、区によっては教育を担当する部会のみでやっているところもあると聞いておりますから、中央区としましては、教育の分野を担当する部会を中心という趣旨で考えています。

(大堀委員)

引き続き。私は「水辺とみなとのまち部会」でございますけれども、北前船のことについて、子どもたちに教育的なことをやっているつもりでございますけれども、なんで「人にやさしい暮らしのまち部会」だけ教育に関係していて、我々は関係していないとおっしゃるのか。来年から1回も2回も3回も、どうせこの場所ではないですか。その次に自治協議会の会議をまた引き続きやるのですから、ずっと前から不思議だなと思っていたのだけれども、勇気を起こして質問しました。

(事務局)

今後はそういったご意見も踏まえまして検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議 長)

ほかにごございますか。

廣瀬委員お願いします。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬です。

先般、新潟市中央区の大和の跡地ということで、NEXT21ですか、いろいろと議論されてございました。参考に、同じように全国の中で石巻市が元デパートに市役所を移したと。あるいは、山口県の周南市役所が同じくデパートの空き店舗を利用して市役所を移している。千葉県の習志野市が元ホテルを利用して役所を移しているというケースがございますので、市がデパートに移るといってもそれほど抵抗がないのかなど。参考まででございますけれども、そういう地方がありましたので、ご報告しておきます。

(議 長)

ありがとうございました。ほかにも、今の教育ミーティングについて質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。これもちまして、平成28年度第7回中央区自治協議会を閉会いたします。大変お疲れ

	<p>様でした。事務局から連絡をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。お疲れのところ1点、事務局から連絡ということで、今日お配りしております封筒の中に「公共施設のこれから」ということで、11月5日の公共施設フォーラムに、先ほど財産活用課からも、公共施設のあり方ということでお願いしておりましたが、フォーラムがありますので、ぜひ自治協議会の皆さまからもご参加いただきたいと思っております。大変短い期間で申し訳ないのですが、来週の31日月曜日に締め切りになっていますので、参加を希望される方につきましては地域課にご連絡いただければ、私たちが取りまとめて財産活用課に連絡しますので、ぜひご参加いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、次回の開催日程でございますが、11月25日金曜日午後3時から開催させていただきます。会場は、本日と同じ市役所本館6階講堂でございます。以上になります。本日は、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p>
傍聴者	5名
報道機関	1社